

# 1. 稲城市まちづくり条例とは

## ○まちづくり条例の目的（条例第1条）

稲城市まちづくり条例は、稲城市が市民とともに目指すまちづくりの基本理念、地区計画等及びまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発等事業における調整並びに開発等事業に当たっての基準等を定め、多摩丘陵の豊かな緑と多摩川等の豊富な水につつまれ、世代を超えて人と人がふれあい、生活の質の高さや豊かさを実感でき、市民が世代交代しながら定住できる魅力あるまちづくりを実現することを目的としています。

## ○責務（条例第4条）

- ・市は、この条例の目的を実現するため、まちづくりに関する計画（以下「まちづくり計画」という。）に基づき、必要な施策を実施しなければなりません。
- ・市民等は、この条例の目的を実現するため、地域のまちづくりに関わる活動に積極的に参加するとともに、自らその実現に取り組むものとします。
- ・事業者は、事業を行うに当たり、市が実施する施策に協力するとともに、当該事業が地域に与える影響に配慮しなければなりません。

## ○市のまちづくり計画（条例第5条）

- ・稲城市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2第1項）
- ・多摩都市計画地区計画（都市計画法第4条第9項）
- ・稲城市緑の基本計画（都市緑地法第4条第1項）
- ・稲城市環境基本計画（稲城市環境基本条例第8条第1項）
- ・稲城市地域防災計画（災害対策基本法第42条第1項）